**高齢者クラブ補助金　よくある質問Ｑ＆Ａ**

1. **コロナ等で何も実施していない月があるが、どのようにすればよいか？実施していない月はどのような扱いになるのか？**

⇒基本的には元々、実施計画があり、それに対して準備や、実施するのかしないのか、検討や打ち合わせをしていると存じますので、何も行わない月は、無いのではないかと想定されます。しかし、もし検討や打ち合わせ等、何もしていない月があった場合、その月の事業実施報告が空欄になり、他の11か月の合計が45,600円を超えていたとしても、1か月分の補助金3,800円が返還となります。

1. **補助金を使いきれなかったが返還となるのか？また返還する場合、どのように返還するのか？**

⇒使えなかった補助金に関しては返還となります。また、返還となるクラブには、後日納付書を送付するので金融機関にお振込みください。また補助金の返還は５月下旬までに行っていただく必要がございますので、納付書については５月の中旬までには送付いたします。

1. **会長が年度途中に変更になる場合、４月の申請はどのようにすればよいか？**

⇒４月はその時点での会長名で申請し、年度末３月の報告書は新しい会長名で提出をお願いします。その場合はその旨（〇月〇日会長変更に伴い新会長名で作成）を、報告書の新会長名の横に記載してください。また、補助金を振り込む際の口座名義人名も５、６月に変わる場合は変わり次第、お知らせください。※振込を6月下旬に予定しているため、変更がある場合はお知らせください。

1. **会長が年度途中で不在になった場合、報告書の会長欄はどうすれば良いか？**

⇒新しい会長が決まった場合は③のとおりです。決めていない場合、副会長名で作成ください。ただしその旨（会長が〇〇〇のため、副会長名で作成）を名前の横に記載してください。

不在の理由を記入。

1. **書類は鉛筆書きでも大丈夫か？**

⇒NGです。手書きの場合はボールペンでお願いします。

1. **実施報告書は毎月実施した事業を記載すると思うが、支出額は1事業あたり3,800円を超えていないといけないのか？超えていない場合返還は発生するのか？**

⇒超えている必要はございません。毎月何か実施している事と年額で45,600円以上であれば返還はございません。

1. **間違えた箇所は訂正印で訂正しておけば大丈夫か？**

⇒基本的には訂正印で修正可能です。ただし、令和５年度報告書の「土浦市高齢者クラブ事業費補助金実績報告書」及び「土浦市高齢者クラブ事業費補助金概算払精算書」と令和６年度申請書の「土浦市高齢者クラブ事業費補助金交付申請書」及び「土浦市高齢者クラブ事業費補助金概算払請求書」は訂正印での修正は認められないため、間違えた場合、作成し直してください。

**⑧　令和５年４月に提出の概算払請求書と、令和６年３月に提出の概算払精算書の印鑑を同じにするとのことだが、印鑑をなくしてしまった場合はどのようにすればよいか？**

⇒違う印鑑を押印し、印鑑を紛失した旨を印影の横に記載してください。

**⑨　ふれあい事業は育成会の了承を得る必要があるか？**

⇒基本的に必要はありません。ただし、了承を得ない場合、育成会側から参加してもらえない可能性もあるため、育成会がある地域は了承を取った方が良いと考えられます。

**⑩　対象経費の食糧費は具体的に何が対象になるのか？**

⇒講師又は審判員への弁当及びお茶等、料理教室の食材費等、環境美化活動への参加者のお茶等のみが対象となりますのでご注意ください。

**⑪　食事会や親睦旅行は補助金の対象となるか？**

⇒会員の親睦を深めることのみを目的とした行事に要する経費は補助金の対象となりません。しかし、研修を目的とした旅行の場合、旅費や交通費等を補助金の対象経費とすることができます。